

就学援助制度のご案内

酒田市では、お子さんが家庭の経済状況にかかわらず安心して学校生活を送ることができるよう、学用品や給食費などの費用の一部を援助しています。

◎対象となる方

- 生活保護を受けている児童生徒の保護者
 - 児童扶養手当を受給している世帯のうち、全額支給されている方
 - 住民税非課税世帯（原則、同居の直系等家族全員が住民税非課税である必要があります）
 - 児童生徒と同居する家族全員の収入が認定基準以内の保護者
- ※生活保護を受けている方は申請していただく必要はありません。
- ※認定されるかは審査によって判定します。

◎援助の内容

学用品費、給食費（中学校のみ）、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、体育実技用具費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費（条件や上限額が定められているものもあります。）

※認定された場合は、学期ごとに（7月・12月・3月）ご指定の口座へ振込みいたします。

◎申請の手続き

- 各学校に申請書がありますので、お子さんが通学する学校で手続きをしてください。
 - 小学校と中学校に通学するお子さんがいる場合は、それぞれの学校で手続きが必要となります。
 - 申請書は各学校でお渡ししていますが、市のホームページからダウンロードすることもできます。
- ※ご事情がある場合は学校教育課でも申請を受け付けます。

◎基準例

（注意）基準額は世帯人数によって異なります。表はあくまでも目安ですのでご注意ください。

世帯人数	家族構成	収入金額（月額） ※1、2
2名	保護者1名、小学生1名	およそ210,000円以下
3名	保護者1名、幼児1名、小学生1名	およそ270,000円以下
4名	保護者1名、幼児1名、小学生2名	およそ330,000円以下
5名	保護者1名、幼児1名、小学生2名、中学生1名	およそ380,000円以下

※1 収入金額とは、給与所得者等の場合は控除前の金額です。事業収入の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた金額です。
※2 賞与や養育費、児童扶養手当も収入として加算されます。

就学援助に関するQ&A

Q1 就学援助を申請しましたが非該当でした。再度、申請できますか？

A 職場の変更や家庭状況の変化等で審査結果が変わります。年度途中でも随時申請を受け付けていますので、ご希望がある場合はご申請ください。

※状況に応じて、源泉徴収票や離職票等のご提出をお願いする場合があります。

Q2 申請しようか迷っています。どこに相談すればいいですか？

A 申請を迷っている方は、ぜひご申請ください。ご相談については、各小中学校のほか学校教育課でも対応しています。お気軽に学校教育課学事係までご連絡ください。



【お問い合わせ先】

お子さまの通学している学校
または酒田市教育委員会 学校教育課 学事係
〒998-8540 酒田市本町2-2-45
TEL 0234-26-5776